

匝瑳市生涯学習センター運営審議会会議次第

【日時】 平成25年3月18日（月）

午後1時30分～

【場所】 生涯学習センター 2階 講座室B

1 開 会

2 あ い さ つ 石橋委員長・池田教育長

3 議 事

(1) 平成24年度事業報告について

①利用状況について

②生涯学習センター講座について

③第2回生涯学習祭りについて

(2) 平成25年度事業計画（案）について

①平成25年度匝瑳市生涯学習センター基本方針（案）について（別紙）

②生涯学習センター講座について

(3) 生涯学習センターの利用について

(4) その他

4 そ の 他

5 閉 会

匝瑳市生涯学習センター運営審議会委員名簿

【任期】 平成24年3月19日～平成26年3月18日

	氏 名	住 所	電 話	選 出 区 分
1	關 和 夫	今泉5,323-3	67-2415	学 校 長
2	熱 田 康 雄	野手10296	67-3606	学識経験者
3	小 泉 泰 清	八日市場イ2580	72-0797	利 用 団 体
4	石 橋 春 雄	野手6054-2	67-2607	利 用 団 体
5	須之内靖子	若潮町11-12	73-5406	利 用 団 体
6	五鬼田実智子	吉崎3066	72-4628	利 用 団 体
7	押 尾 悦 子	今泉5564	67-2592	利 用 団 体
8	熱 田 成 治	野手447	67-7678	利 用 団 体
9	熱 田 節 子	吉崎169-2	72-4681	利 用 団 体
10	川 口 城 司	今泉7998-12	67-3029	利 用 団 体

*学校長の住所については、学校の所在地

生涯学習センター月別利用状況

月別	利用回数				利用人数			
	23年度 A	22年度 B	比較		23年度 A	22年度 B	比較	
			C(A-B)	D(C/B×100)			C(A-B)	D(C/B×100)
4月	39	93	-54	-58.06%	615	1,706	-1091	-63.95%
5月	68	85	-17	-20%	1,011	1,895	-884	-46.65%
6月	100	77	23	29.87%	2,156	1,466	690	47.07%
7月	81	89	-8	-8.99%	1,140	2,108	-968	-45.92%
8月	63	65	-2	-3.08%	863	1,310	-447	-34.12%
9月	107	100	7	7%	1,837	1,763	74	4.20%
10月	90	86	4	4.65%	1,782	1,406	376	26.74%
11月	90	69	21	30.43%	1,180	1,132	48	4.24%
12月	71	48	23	47.92%	1,027	878	149	16.97%
1月	67	65	2	3.08%	903	986	-83	-8.42%
2月	74	68	6	8.82%	1737	771	966	125.30%
3月	93	23	70	304.35%	1390	241	1149	476.80%
合計	943	868	75	8.64	15641	15,662	-21	-0.13%

%

生涯学習センター一月別利用状況

月別	利用回数				利用人数			
	24年度 A	23年度 B	比較		24年度 A	23年度 B	比較	
			C(A－B)	D(C/B×100)			C(A－B)	D(C/B×100)
4月	84	39	45	115.38%	1,053	615	438	71.22%
5月	101	68	33	48.53%	1,277	1,011	266	26.31%
6月	112	100	12	12%	2,131	2,156	-25	-1.16%
7月	89	81	8	9.88%	1,106	1,140	-34	-2.98%
8月	71	63	8	12.7%	761	863	-102	-11.82%
9月	92	107	-15	-14.02%	1,554	1,837	-283	-15.41%
10月	94	90	4	4.44%	1,372	1,782	-410	-23.01%
11月	88	90	-2	-2.22%	1,099	1,180	-81	-6.86%
12月	62	71	-9	-12.68%	870	1,027	-157	-15.29%
1月	62	67	-5	-7.46%	766	903	-137	-15.17%
2月	76	74	2	2.7%	873	1,737	-864	-49.74%
3月		93				1,390		
合計		943		平均		15,641		平均

※ H 24年 4月は東日本大震災の影響による節電のため午後5時以降は閉館としていた。

● 各種教室関係

教 室 名				場 所
野栄寿大学	5月～3月	8回(全9回)	891人	のさか望洋荘
ちぎり絵	5月～1月	8回	82人	生涯学習センター
お琴教室(一般)	5月～9月	8回	56人	生涯学習センター
太巻き寿司(初級)教室	6月～9月	4回	25人	生涯学習センター
そば打ち	5月～8月	8回	81人	生涯学習センター
おかしづくり	6月～12月	4回	39人	生涯学習センター
マナー教室	6月～3月	7回(全8回)	46人	生涯学習センター
楽しい絵手紙	6月～1月	8回	103人	生涯学習センター
アロマストレッチと健康体操	5月～12月	8回	81人	生涯学習センター
健康太極拳	5月～7月	8回	139人	生涯学習センター
ヒーリング・ピアダンス	5月～6月	8回	99人	のさかアリーナ

生涯学習祭

場所：野栄総合支所

1月26日(土) 展示発表 9:00~15:30

1月27日(日) 展示発表 9:00

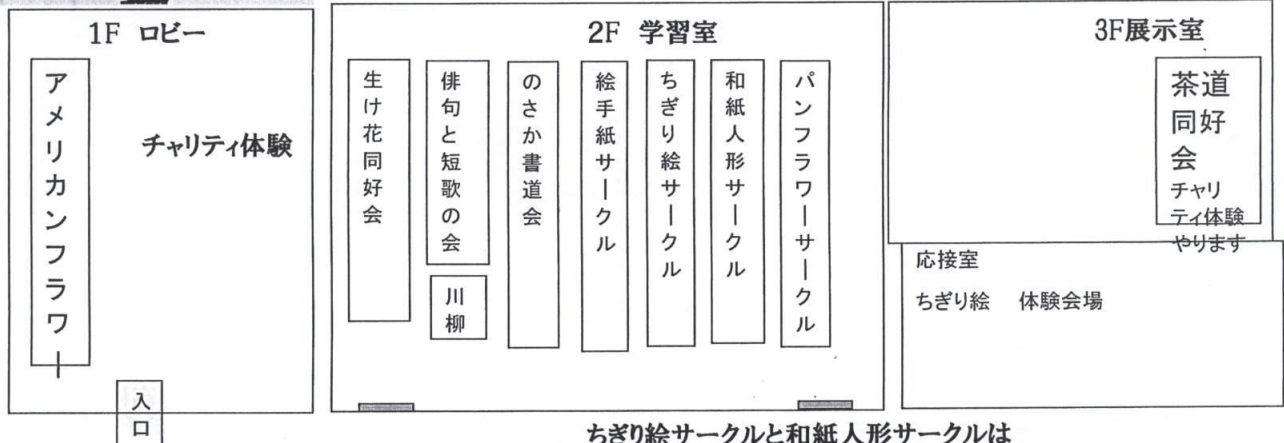
芸能発表 10:00

芸能発表プログラム

主催 (匝瑳市文化団体協議会 野栄文化会) 後援 (匝瑳市教育委員会)

No	演舞種目(曲名)	団体名	演舞者氏名	時間
1		開会式		10:00
2	大太鼓・祭り囃子 屋台囃子・燃えろ	のさか太鼓	小川信子・小川百代・増田幸子・実川真理・木村匡宏・ 椎名純也・土屋尚哉・熱田理沙・熱田菜月・椎名里帆・ 椎名真規・小林正明・吉岡恵・吉岡大貴・小川秀文	
3	黒髪	のさかカラオケ友の会	堀澄春江	
4	有馬川	のさかカラオケ友の会	野口藤治	
5	東京スカイツリー音頭	のさかピアダンス教室	大木不二子・名取コヨ・小川基子・林照子・米元光枝・大 川操子・伊藤敏子・加瀬由香理・藤末かおり・宇野喜美 子・山下恵子・小川光子・宇野文子・石毛由香・菅澤美 由紀・熱田信子	10:30
6	道南ナット節	のさか民謡愛好会	土屋芳子	
7	秋田おばこ	のさか民謡愛好会	渡辺房子	
8	春雨情話	日本舞踊(鳳秀会)	松本愛央	
9	蝶々	日本舞踊(花園千紫寿会)	熱田華音	11:00
10	北の酒場	日本舞踊(鳳秀会)	鈴木詩織	
11	その名はこゆき	日本舞踊(柳和会)	椎名るみ子	
12	はぐれコキリコ	日本舞踊(若柳笑久光会)	太田仁子	
13	人生みちづれ	のさかカラオケ友の会	伊藤春江	11:30
14	若いってすばらしい	のさかピアダンス教室	大木不二子・名取コヨ・小川基子・林照子・米元光枝・大 川操子・伊藤敏子・加瀬由香理・藤末かおり・宇野喜美 子・山下恵子・小川光子・宇野文子・石毛由香・菅澤美 由紀・熱田信子	
15	朝の出がけ	のさか民謡愛好会	小川くに	
16	斉太郎節	のさか民謡愛好会	高橋正勝	
17	助六江戸桜	日本舞踊(鳳秀会)	土屋啓子	12:00

展示発表会場



ちぎり絵サークルと和紙人形サークルは
チャリティ体験をします。

チューリップ広場もご利用いただけます。

(駐車場)野栄総合支所 生涯学習センター
前。

No	演舞種目(曲名)	団体名	演舞者氏名	時間
18	花のにつぼん総おどり	日本舞踊(花園千紫寿会)	谷田部きみ子・大塚文子	
19	夢しぐれ	日本舞踊(鳳秀会)	鈴木文子	
20	雪夜酒	日本舞踊(柳和会)	宇津木マサ子	
21	深川情話	日本舞踊(若柳癸久光会)	若柳光福	
22	大利根無情	のさかカラオケ友の会	加瀬義規	12:30
23	八千代獅子・わたしの城下町・さくら舞曲	匠箒会	熱田節子・上代八千代・川内恵美子 他7名	
24	南部俵つみ唄	のさか民謡愛好会	鶴之沢さくら	
25	帆柱起し音頭	のさか民謡愛好会	伊藤勝夫	
26	浜唄	日本舞踊(柳和会)	若柳奈美香	
27	男節	日本舞踊(鳳秀会)	鳳秀院崇世・小川美咲	13:00
28	雨の裏町	のさかカラオケ友の会	椎名孝一	
29	北海子守唄	のさかカラオケ友の会	大木隆子	
30	太極拳演舞	健康太極拳	健康太極拳サークルメンバー15名	13:30
31	佐渡おけさ	のさか民謡愛好会	鶴之沢ひで	
32	酒屋仕込唄	のさか民謡愛好会	佐藤三男	
33	恋紅葉	日本舞踊(花園千紫寿会)	花園紫寿香	
34	波乱万丈	日本舞踊(鳳秀会)	加瀬朝子	14:00
35	大器晩成	日本舞踊(柳和会)	若柳奈緒久	
36	長良川艶歌	日本舞踊(若柳癸久光会)	若柳光葉	
37	職人	のさかカラオケ友の会	大木等	
38	津軽タント節	のさか民謡愛好会	平野萌	
39	房州大漁節	のさか民謡愛好会	石田千博	14:30
40	北海盆唄	のさか民謡愛好会	秋葉美玖	
41	十三夜・渚のピギン	のさかリアル+・アロハ	大海原由紀子・小川紀代子・熱田佳子・柴和子・宮内保子・土屋初枝・熱田満江・鈴木ゆきこ・滑川サタ子・吉川照子・伊藤アヤ子	
42	滝桜・・・千年の恋	日本舞踊(花園千紫寿会)	花園千紫寿	
43	牡丹獅子	日本舞踊(鳳秀会)	大木康子	15:00
44	きずな	日本舞踊(柳和会)	若柳奈津帆	
45	かつぼれ	日本舞踊(若柳癸久光会)	若柳癸久光	
46	ふる里は母のゆりかご	のさかカラオケ友の会	大久保忠良	
47	燃えろ・大早囃子・絆祭囃子	のさか太鼓	小川信子・小川百代・増田幸子・実川真理・木村匡宏・椎名純也・土屋尚哉・熱田理沙・熱田菜月・椎名里帆・椎名真規・小林正明・吉岡恵・吉岡大貴・小川秀文	
48	地曳網作業唄 九十九里浜地曳大漁歌	九十九里地曳大漁歌保存会	鈴木静子・石原つや子・高橋佐代子・石原君江・江波戸禮子・佐瀬晏代・伊藤悦子・阿曾とみい・伊藤まさ・高橋節子・秋葉美津子・佐久間美代子・岩澤淑子・石田千博・秋葉美玖	15:40

(お問合せ 匠瑤市教育委員会 生涯学習室 67-1266)

平成25年度 匝瑳市生涯学習センター基本方針（案）

生涯学習センターは、匝瑳市民の生涯学習の拠点として、社会教育法に基づき、学習意欲のある市民に対して生涯学習の機会を設け、さまざまな学習の場を提供します。また、市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも学習でき、学習した成果が社会の中で活かされる」ことにより、市民の生きがいや、豊かで充実した生活につながるよう、「学習の場」としてだけでなく、「交流の場」として継続的な学習環境を提供できる施設として充実を図っていきます。

1 基本目標

- (1) 八日市場公民館と連携しながら、市民の要望を踏まえた講座を開催します。
- (2) 講座の修了者が継続して学び、交流できるサークルの育成、援助に努めます。
- (3) 社会教育団体の生涯学習センターの利用促進を図ります。

2 実施計画

上記の基本目標に沿って、以下の事業等を実施します。

(1) 生涯学習講座開催事業

誰もが参加でき、楽しく学べる「生涯学習講座」を11講座開催。

(2) 高齢者教室開催事業

「野栄寿大学の生きがい講座」でパソコン教室を年間20回開催。

(3) 通学合宿「フロンティア学寮」を開催。

1回目：野田小・栄小、2回目：平和小・共興小の小学生5、6年生を対象に実施する。

(4) 各講座及びサークルの学習成果の発表と合わせて生涯学習センター事業のPRの場となる「生涯学習祭り」を開催する。

(5) 「広報そうさ」、「市ホームページ」等により情報の提供を行う。

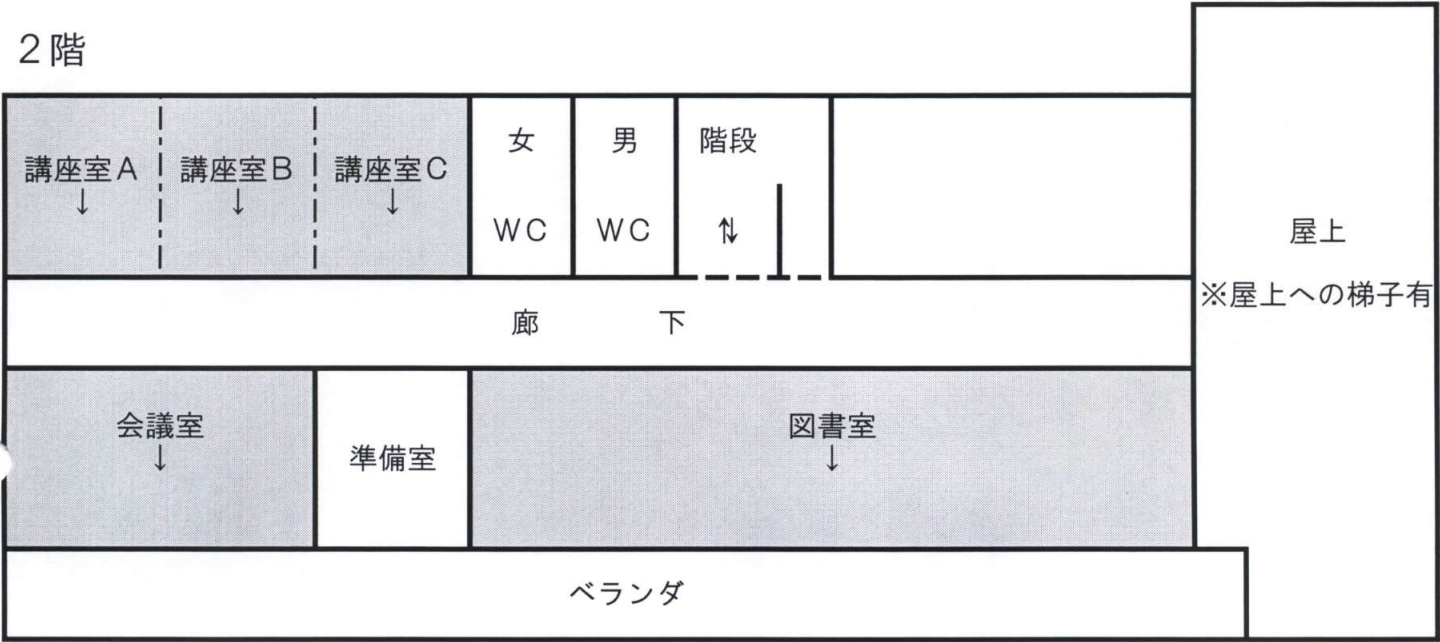
匠瑛市教育委員会 平成25年度 生涯学習講座(生涯学習センター教室)

No	タイトル	内容	期間	時間	人数	対象	活動場所	必要経費
1	☆楽しい絵手紙	絵手紙といっても様々な材質の紙や形の物(※)Mailの時代に心の会話を	6月～来年1月の第2火曜日 全8回	13:30～15:30	20	一般	生涯学習センター	初心者の方は道具代として8000円程度
2	アロマストレッチと健康体操	アロマセラピーの香り効果で心をリフレッシュしてみませんか?	5月～12月の第2水曜日 全8回	14:00～16:00	20	一般	生涯学習センター	アロマセラピーオイル材料代は実費
3	ちぎり絵	和紙を使用した作品を創作します	5月～1月の毎月第3水曜日 全8回	13:30～16:00	15	一般	生涯学習センター	材料費8,000円程度
4	☆お菓子づくり	簡単手作りおやつやケーキを作ります。	6, 8, 10, 12月の第2水曜日の全4回	13:30～15:30	20	一般	生涯学習センター	食材費用2000円程度
5	マナー教室	テーブルマナー・冠婚葬祭等の礼節、お茶や箸の使い方、風呂敷の扱い方等もわかりやすく解説	6月～来年3月の第1木曜日 全8回	18:30～20:30	20	一般	生涯学習センター	材料費等500円程度
6	☆ピアダンス	幅広い年齢層の方々が和気藹々と活動しています!楽しく踊りましょう	5月～6月の毎週金曜日 全8回	19:30～21:00	20	一般	のさかアリーナ	
7	☆大人の琴	初心者大歓迎・和琴は易しい楽器です。	5・6・7・9月の第2・第4金曜日 全8回	19:30～21:00	15	一般	生涯学習センター	楽譜代1,000円程度
8	健康太極拳	世界が認める健康の秘訣。中国4千年の歴史に裏付けられた、美の証明	5, 6, 7月の毎週土曜日の全8回	14:00～16:00	30	一般	生涯学習センター	
9	そば打ち	そば粉は茨城県新治産です。職人気分ではそばを打ってみませんか	5・6・7・8月の第2・3土曜日 全8回	9:30～12:00	12	一般	生涯学習センター	食材費用6000円程度
10	☆太巻き寿司(初級)	巻き寿司作り第一歩、まずは基本から...	7月～10月の月1回の土曜日 全4回	13:30～15:30	20	一般	生涯学習センター	食材費用500円程度
11	やさしいゆかた着付け教室	夏祭・夕涼みに自分で浴衣を着て、日本女性の美しさを魅了しましょう	8月1日の1回のみ	18:30～20:30	10	一般	生涯学習センター	

募集期間 公民館講座と同じ 平成25年4月9日(火)～26(金)8:30～17:00
やさしいゆかた着付け教室は、本年度新規開設講座です。☆は公民館講座と同一です。

匠瑳市生涯学習センター《見取り図》

2階



1階



○匠瑛市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成23年3月23日

条例第1号

(設置)

第1条 市は、市民の生涯学習の推進及び生活文化の向上を図るため、匠瑛市生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
匠瑛市生涯学習センター	匠瑛市今泉6489番地1

(利用)

第3条 生涯学習センターを利用しようとする者は、匠瑛市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、前条に規定する利用許可に制限又は条件を付することができる。

2 教育委員会は、生涯学習センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 暴力団(匠瑛市暴力団排除条例(平成24年匠瑛市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)を利するおそれのあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれのあるとき。
- (4) 営利を図る目的で利用するおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理上支障のあるとき。

(変更の手続)

第5条 生涯学習センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合又は管理運営上特に必要と認める場合は、利用許可の取消し又は利用停止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- 2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(原状回復)

第7条 利用者は、生涯学習センターの利用が終わったときは、速やかに生涯学習センターを原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条第1項の規定により、利用許可の取消しの処分を受けたときもまた同様とする。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、自らの責めに帰すべき理由により、生涯学習センターを破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は教育委員会の裁定する額を賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 生涯学習センターの使用料は、匠瑛市使用料、手数料、占用料等条例(平成18年匠瑛市条例第51号)の定めるところによる。

(審議会の設置等)

第10条 生涯学習センターの運営の基本事項を審議するため、匠瑛市生涯学習センター運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により教育委員会が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長等)

第11条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(匠瑳市野栄農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 匠瑳市野栄農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(平成18年匠瑳市条例第107号)は、廃止する。

(匠瑳市野栄農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による廃止前の匠瑳市野栄農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(以下「廃止条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(匠瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部改正)

4 匠瑳市使用料、手数料、占用料等条例(平成18年匠瑳市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1(5) 野栄農村環境改善センターの表を次のように改める。

(5) 生涯学習センター

区分	単位	金額
多目的ホール	1室・1時間	500円
調理実習室	1室・1時間	500円
講座室1	1室・1時間	200円
講座室2	1室・1時間	200円
研修室	1室・1時間	200円
会議室	1室・1時間	400円
講座室A	1室・1時間	200円
講座室B	1室・1時間	200円
講座室C	1室・1時間	200円

備考

市外居住者の使用料は、本表の金額に150/100を乗じて得た額とする。

(匠瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に、廃止条例の規定により利用の許可を受けた者のうち、同日以後に生涯学習センターを利用するものの使用料は、前項の規定による改正前の匠瑳市使用料、手数料、占用料等条例別表第1の規定にかかわらず、同項の規定による改正後の匠瑳市使用料、手数料、占用料等条例別表第1に規定する額を、施行日以後から利用を開始する時までの間に徴収するものとする。

附 則(平成24年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

○匝瑳市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年3月23日
教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成23年匝瑳市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 匝瑳市生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、匝瑳市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは臨時に生涯学習センターの休館日を定めることができる。

4 教育委員会は、前項に規定する臨時休館日を定めるときは、臨時休館日の5日前までにその旨を公示するものとする。

(利用の手続)

第4条 条例第3条の規定により、生涯学習センターの利用許可を受けようとする者は、生涯学習センター利用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、生涯学習センター利用許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

2 生涯学習センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可事項の変更手続)

第6条 利用者は、条例第5条の規定により、利用許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、生涯学習センター利用許可事項変更(利用取消)承認申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可事項の変更の承認)

第7条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、その結果を生涯学習センター利用許可事項変更(利用取消)承認(不承認)書(第4号様式)により利用者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、条例第6条の規定により利用許可の取消し又は利用停止を命じるときは、生涯学習センター利用許可取消(利用停止)通知書(第5号様式)により行うものとする。

(破損等の届出)

第9条 利用者は、生涯学習センターの建物、設備その他の物件を破損、汚損、亡失等したときは、生涯学習センター破損等届(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(損害の修復又は賠償)

第10条 教育委員会は、条例第8条の規定により損害の修復又は賠償を命じるときは、生涯学習センター損害修復又は賠償通知書(第7号様式)により行うものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(匝瑳市教育機関の施設の使用料に関する規則の一部改正)

2 匝瑳市教育機関の施設の使用料に関する規則(平成18年匝瑳市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表減額の項のさか図書館の目の次に次のように加える。

生涯学習センター	1 市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合 2 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
----------	--